

株式会社 宮本組 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、
社員全員がその能力を十分に発揮できるよう職場環境を整える。

1 . 計画期間 令和 7 年 9 月 1 日から 令和 12 年 8 月 31 日までの 5 年間

2 . 内 容

目標 1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員…取得率 50%以上
女性社員…女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率 80%以上

【 対策 】

令和 7 年 9 月～ 各職場における休業者の業務力バー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、複数技能化など）
・実施する。

令和 7 年 9 月～ 1 人目は 5 日間、2 人目は 10 日間、3 人目以上は 14 日間
を有給とする制度を導入する。

目標 2 全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月 30 時間未満とする。

【 対策 】

令和 7 年 9 月～ 業務量の見直し、DX 化による事務の効率化などの取組実施。